

当分の間、指定学校の変更を認める地区を定める要綱

(神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則別表 2 第 3 項第 2 号)

平成 25 年 4 月 1 日 教育長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則（以下「規則」という。）

別表第 2 第 3 項第 2 号に基づき、当分の間、指定学校の変更を認めることが適当であると指定する地区を定めるにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(指定地区)

第 2 条 規則別表第 2 第 3 項第 2 号に基づき、指定学校の変更を認めることが適当であると指定する地区は、別表第 1 及び別表第 2 のとおりとする。

(見直し)

第 3 条 別表第 1 及び別表第 2 に定める地区については、少なくとも年に 1 回、対象となる児童生徒の状況や校区調整の状況等を踏まえ、見直しを行うものとする。

(細目の委任)

第 4 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育委員会事務局学校支援部学校経営支援課長が定める。

別表第 1 (第 2 条関係)

区	対象地区	関係学校	
		指定学校	希望学校
灘区	国玉通 1 丁目 2～4 番、 国玉通 2 丁目 1～2 番	美野丘小	摩耶小
	摩耶海岸通	灘の浜小	なぎさ小
北区	山田町下谷上 (山の街地区で広陵町に隣接する県道神戸三田線沿い地域)	甲緑小	広陵小
	北五葉 6 丁目 7 番 49 号、8 番 1～17・36・37 号、9～13 番、14 番 24 号	北五葉小	小部小
	北五葉 6 丁目 8 番 (1～17・36・37 号を除く)、山田町小部字大谷	小部小	北五葉小

須磨区	多井畑（池の奥山・池の奥・若林・小松ヶ内・柳ヶ谷・櫛ヶ谷・萩原、以東及び以南で、高倉台団地に隣接した地域）	多井畑小	高倉台小
	多井畑（東山ノ上・地獄谷・浜人谷上）	高倉中	友が丘中
垂水区	名谷町小川 575 番地の 4、 名谷町西の子 2464 番地	名谷小 福田中	つつじが丘小 桃山台中
	千鳥が丘 2 丁目 5 番（但し、6 番と接する地域）・6 番	福田小	千鳥が丘小
	南多聞台 3 丁目 7・8 番	星陵台中	舞子中
	学が丘 1 丁目	多聞東中	本多聞中
西区	池上 1 丁目 （1 番地 1～8・30～46、12 番地を除く区域）	伊川谷小 伊川谷中	長坂小 長坂中

備考 この表のうち、多聞東中から本多聞中への指定学校の変更は、多聞の丘小を卒業した児童が中学校入学時において希望する場合に限る。ただし、本規定は、令和 3 年 4 月 1 日以前に学が丘 1 丁目の校区変更に伴う理由をもって指定学校の変更手続きを行った者に限る。

この表のうち、灘の浜小からなぎさ小への指定学校の変更は、令和 3 年 4 月 1 日以前に摩耶海岸通に居住し、校区変更に伴う理由をもって指定学校の変更手続きを行った者に限る。

別表第 2（第 2 条関係）学校の過密化または小規模化の緩和のため特に指定する地区

区	対象地区	関係学校	
		指定学校	希望学校
中央区	こうべ小学校校区全域	こうべ小 神戸生田中	和田岬小 浜山小 吉田中
	山の手小学校校区全域	山の手小 神戸生田中	
北区	谷上小学校校区全域	谷上小	山田小
	箕谷小学校校区全域	箕谷小	
	長尾小学校校区全域	長尾小 北神戸中	大沢小 大沢中
長田区	戸崎通 3 丁目、西代通 4 丁目	だいち小 太田中	板宿小 飛松中
須磨区	大田町 1～6 丁目、戎町 1～5 丁目、大黒町 1～5 丁目、平田町 1 丁目 1 番、2 丁目 1・2 番、3 丁目 1～3 番、4 丁目 1 番、5 丁目のうち山陽電鉄以南		

備考 この表のうち、神戸生田中から吉田中への指定学校の変更は、和田岬小又は浜山小への指定学校の変更が認められた児童が中学校入学時において希望する場合に限る。

この表のうち、太田中から飛松中への指定学校の変更は、板宿小への指定学校の変更が認められた児童が中学校入学時において希望する場合に限る。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(従前の取り扱いの廃止)

2 この要綱の施行以前に実施されていた指定学校変更の取り扱いのうち、規則及びこの要綱に基づかない取扱いは、平成25年3月31日をもって廃止する。ただし、当該取り扱いにより就学が許可されていた児童生徒が引き続き就学する場合は、なお従前のとおりとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。